

2008/8/19

企業会計基準公開草案第 31 号及び企業会計基準適用指針公開草案第 30 号に対する質問

質問①

簡便的方法の使用にて時価を把握できる場合について基準を設ける必要があると思いません。

簡便的方法による時価の把握は恣意性の介入が考えられるためです。

基準の例として、

- 簿価（100 とする）に対して、70 程度（3 割減）までであれば、簡便的方法による時価を採用しても良い。
- それ以上（3 割減以上）の減価が認められる場合は信頼性の高い方法（簡便的方法でない方法）にて減価を把握する必要がある。（第三者による時価）

質問②

投資用不動産や賃貸されている不動産において「簡便的方法」による時価把握は可能なのでしょうか、又可能であればその内容について

貸借対照表において投資不動産として区分されている不動産

将来使用が見込まれていない遊休不動産

賃貸されている不動産

について一律に開示対象とする。とありますが、上記不動産の内、特に投資用不動産や賃貸されている不動産の時価を把握する場合においても「簡便的方法」の使用が可能なのでしょうか

可能であるならば、投資用不動産や賃貸されている不動産の「簡便的方法」による時価把握方法の指針等についてご教示願います。

（投資用不動産や賃貸されている不動産の「簡便的方法」による時価の把握は困難かつ精度が低いものになると思われます。）